

令和 7 年度さいたま市自動運転推進業務 企画提案実施要領

本件への参加に際しては、必ずこの「令和 7 年度さいたま市自動運転推進業務 企画提案実施要領（以下、「実施要領」という。）」をお読みください。また、次の事項にご留意ください。

- (1) 提案者は、本書及びその他交付資料等を熟読し、遵守してください。
- (2) 本件の手続きに係る一切の経費は、提案者の負担とします。
- (3) 提出された書類は、返却しません。

業務主管課（問合せ先及び提出先）	
担当	さいたま市 都市局 交通政策部 交通政策課 先進モビリティ係
所在地	さいたま市浦和区常盤 6－4－4 (さいたま市役所 9 階)
TEL	0 4 8－8 2 9－1 0 5 6
メールアドレス	kotsu-seisaku@city.saitama.lg.jp

1 業務の目的及び概要

「令和7年度さいたま市自動運転推進業務 要求水準書」(以下、「要求水準書」という。)を参照してください。

2 業務の実施

本業務は、公募型プロポーザル方式により受託者を選定し、実施します。

なお、実施内容については、要求水準書及び企画提案書に基づき、委託者と受託者の協議の上、必要に応じ調整を行い、契約内容として決定します。

3 参加資格

本件に参加（企画提案書の提出）を希望する者は、次のすべての要件を満たさなければならないものとします。

- (1) 本プロポーザルの周知（通知）日において、以下のいずれかに登載されている者。
 - ア 令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（設計・調査・測量）の「建設コンサルタント」
 - イ 令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）の「催物、映画、広告、その他の業務」
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本プロポーザルの周知（通知）日から最優秀提案者特定の日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置（以下、「入札参加停止」という。）又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置（以下、「入札参加除外」という。）を受けている期間がない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (6) 過去5年以内に自動運転レベル2以上で国内の公道を走行した自動運転実証調査

での調査主体として実績があること。

4 資料及びその交付方法

(1) 交付資料

- ア 実施要領
- イ 要求水準書
- ウ 提出書類各種様式（様式1～4）

(2) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロードできます。

【トップページ】→【メニュー】→【事業者向けの情報】→【届出・手続き】→【入札・契約】→【プロポーザル方式】→【令和7年度さいたま市自動運転推進業務 企画提案の募集について】

(3) その他

ア (1)ア～ウの資料は、本件以外で使用することはできません。

イ さいたま市契約規則及びさいたま市業務委託契約基準約款は、さいたま市ホームページにてご確認ください。

(ア) さいたま市契約規則

【トップページ】→【メニュー】→【事業者向けの情報】→【届出・手続き】→【入札・契約】→【契約関係規程集】→【共通】→【共通（規程集）】→【さいたま市例規集】

(イ) さいたま市業務委託契約基準約款

【トップページ】→【メニュー】→【事業者向けの情報】→【届出・手続き】→【入札・契約】→【契約関係規程集】→【契約約款】→【契約基準約款（規程集）】

5 説明会

(1) 本件にかかる説明会は、開催しません。

(2) 本件の内容に関する質問がある場合については、「7 質問及び回答」を参照してください。

(3) 令和6年度業務検討状況資料等の閲覧

令和6年度業務の検討状況等を交通政策課窓口にて閲覧可能とします。閲覧を希望する場合は、事前連絡・予約のうえ実施します。なお、閲覧日時については調整する場合があります、その場合は閲覧日時をメールで連絡します。

※閲覧した内容については、本件の提案においてのみ使用できるものとし、それ以外の目的での使用は禁止します。

- ① 受付方法 会社名・閲覧者・希望日時（第1候補、第2候補）を事前に電子メールで送付し、必ず受理確認の電話をしてください。

- ② 閲覧可能日時 令和7年6月18日から令和7年7月17日まで（土日・祝日は除く）

（閲覧可能時間 9：00～12：00、13：00～17：00）

6 参加意思の表明手続き

本件への参加（企画提案書の提出）を希望する者は、次により参加意思表明書を提出してください。

- (1) 提出書類

「別表1 各種様式」中の「様式1-1 公募型プロポーザル参加意思表明書」

- (2) 提出方法

持参のみとします。

- (3) 提出期限

「別表2 企画提案実施スケジュール」を参照してください。

- (4) 提出場所

1 ページに記載の「業務主管課（問合せ先及び提出先）」を参照してください。

- (5) 参加資格の確認

参加意思表明書を提出した者に対しては、本件への参加資格の有無にかかる通知を、令和7年7月7日付で発送します。

7 質問及び回答

本件の内容に関して質問がある場合は、次の方法で質問を行うことができます。

- (1) 受付期間

「別表2 企画提案実施スケジュール」を参照してください。

- (2) 質問方法

質問は電子メールでのみ受け付けます。次の事項を遵守してください。

ア 質問書の様式は、「4 資料及びその交付方法」にて市（業務主管課）が提示する「様式2 質問書」とします。この様式に質問事項等を入力してください。

イ 電子メールの標題は「プロポ【質問・（提案者名）】令和7年度さいたま市自動運転推進業務」としてください。これに、アで作成した電子データを、ファイル形式を変換せずに（拡張子を変えずに）添付し、送信してください。

ウ セキュリティの関係上、本様式以外のデータの添付を禁じます。

エ 電子メール送信後、1 ページに記載の「業務主管課（問合せ先及び提出先）」に、到達確認の電話をお願いします。

オ 受付期間内に、質問が市（業務主管課）に到達するようにしてください。受付期間内に未到達（到達確認されなかったものを含む。）の質問に対しては、一切回答しませ

ん。

カ 質問の内容は公表します（詳細は(4)のとおり）。市（業務主管課）の判断により、一部非公表とすることもあります。質問の公表によって、自己の提案内容等が他者に類推されたとしても、市（業務主管課）は一切の責任を負いません。

(3) 質問の提出先

1 ページに記載の「業務主管課（問合せ先及び提出先）」を参照してください。

(4) 質問に対する回答

質問の内容及び回答は、令和7年7月1日（火）までに、さいたま市ホームページ上に公表します。ただし、質問者の名称は公表しません。

なお、質問及び回答を公表することにより、質問者が特定される可能性や、提案内容が明らかになる可能性があるなど、質問者に不利益を与える恐れがあると認められる部分については、市（業務主管課）の判断によって、その部分を除いて公表することがあります。

【トップページ】→【メニュー】→【事業者向けの情報】→【届出・手続き】→【入札・契約】→【プロポーザル方式】→【令和7年度さいたま市自動運転推進業務企画提案の募集について】

8 企画提案書等

(1) 企画提案書の内容

要求水準書を参照のうえ、「別表4 企画提案内容及び審査の視点」に記載されている提案内容を含む提案書を提出してください。

(2) 企画提案書等の提出

ア 提出書類

「別表3 提出書類一覧」を参照してください。

イ 提出方法

郵送及び持参とします。

ウ 提出期限

「別表2 企画提案実施スケジュール」を参照してください。

エ 提出場所

1 ページに記載の「業務主管課（問合せ先及び提出先）」を参照してください。

(3) 企画提案書等の受理

ア 「11 提案者の失格」に該当する場合は、企画提案書等を受理しません。

イ 書類の不備・不足等が確認された場合は、企画提案書等を受理しません。

ウ 「別表3 提出書類一覧」で指定する書類以外は、一切受理しません。

(4) 企画提案書等の取り扱い

ア 市（業務主管課）は、提出された企画提案書等を提案者以外の者に知られることの

ないように取り扱います。ただし、最優秀提案者の提案については、一部（他者と比べ優位な点等）を公表することがあります。

イ 市（業務主管課）は、提出された企画提案書等を審査目的以外に提出者に無断で使用しません。

ウ 提出された企画提案書等は、事由の如何を問わず返却しません。ただし、提出期限内に提出者からの申出があった場合に限り、企画提案書等の追加・差替えができることとします。

エ 提出期限後の、企画提案書等の追加・差替えは一切認めません。

(5) 企画提案書等の到着確認に関する問合せ先

1 ページに記載の「業務主管課（問合せ先及び提出先）」を参照してください。

9 プレゼンテーション

企画提案書を補完するため、プレゼンテーションを実施します。企画提案書を提出した者は、必ず参加してください。

(1) 実施日時・場所

「別表 2 企画提案実施スケジュール」を参照してください。実施時刻の詳細及び会場については、追って通知します。

(2) 実施方法

ア 参加人数

3 名以内とします。

イ 説明時間

15 分以内とします。終了後、別途、質疑応答の時間を 10 分程度設けます。

ウ 説明方法

(イ) 提出した企画提案書を基にプレゼンテーションを行ってください。なお、企画提案書に記載のない新たな提案は認めません。

(イ) 市（業務主管課）は、プロジェクター（HDMI ケーブルを含む。）及びスクリーンを準備します。その他プレゼンテーションに必要な機材（パソコン等）は、プレゼンテーションを行う者が準備してください。

エ 注意事項

プレゼンテーションでは、企業名を伏せて説明を行うこととします。企画提案書やその他プレゼンテーションに使用する資料等には、企業名、企業ロゴ等を記載しないでください。

オ その他

プレゼンテーションは非公開とします（録音録画等も禁じます。）。

10 審査・選定

(1) 審査方法及び審査基準

企画提案書等の内容について、「令和7年度さいたま市自動運転推進業務事業者選定委員会」により審査を行います。

審査基準については、「別表4 企画提案内容及び審査の視点」を参照してください。

(2) 優先交渉権者の決定

提案内容が本市の要求を満たしている企画提案書について、評価を行い、最優秀提案者を優先交渉権者とします。

提出されたすべての企画提案書が本市の要求を満たさないものであると判断した場合、又は、審査員それぞれの点数の平均点が40点以下の場合は、優先交渉権者を選定しないことがあります。

(3) 審査結果の通知

ア 通知日

「別表2 企画提案実施スケジュール」を参照してください。

イ 通知方法

郵送により各提案者に送付します。

11 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。（提案書は無効となります。）

- (1) 「3 参加資格」に掲げる要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 見積金額が要求水準書に記載されている予算の上限額を超えている場合
- (5) プレゼンテーションに参加しなかった場合

12 その他の留意事項

- (1) 提出された書類は、情報公開請求により全部又は一部を公開することがあります。
- (2) 参加本件の最優秀提案者の特定の翌日から契約締結日までの間に、入札参加停止又は入札参加除外を受けている期間がある者は、最優秀提案者の特定を取り消されることがあります。

別表 1 各種様式

様式番号	様式名	備考
様式 1－1	・ 公募型プロポーザル参加意思表明書	※単独企業の場合
様式 1－2	・ 共同企業体公募型プロポーザル参加意思表明書	※特定共同企業体の場合
様式 1－3	・ 共同企業体協定書	
様式 1－4	・ 共同企業体協定書第 8 条に基づく協定書	
様式 1－5	・ 委任状	
様式 2	質問書	
様式 3	企画提案書表紙	
様式 4	企画提案書	

別表2 企画提案実施スケジュール

企画提案募集開始	
令和7年6月18日（水）	
・告示、さいたま市ホームページにて募集情報公開開始	
資料交付期間	
令和7年6月18日（水）から令和7年7月17日（木）まで	
・さいたま市ホームページからダウンロードできます	
参加意思表明書受付期間	
令和7年6月18日（水）から令和6年7月3日（木）まで	
・「様式1 参加意思表明書」を用いること	
参加資格の確認通知	
令和7年7月7日（月）付で通知予定	
・郵送により通知	
質問受付期間	
令和7年6月18日（水）から令和7年6月26日（木）まで	
・電子メールでのみ受け付ける。「様式2 質問書」を用いること	
・回答は令和7年7月1日（火）までにさいたま市 HP に掲載予定	
企画提案書等受付期間	
令和7年6月18日（水）から令和7年7月17日（木）まで	
・提出書類については、別表1及び別表3を参照	
プレゼンテーション	
令和7年7月28日（月）実施予定	
・実施時刻の詳細及び会場については、追って通知	
審査結果通知	
令和7年7月下旬に通知予定	
・郵送により通知	
契約	
令和7年8月上旬を予定	

注1：本件の詳細については、必ず実施要領本文にて確認すること。

注2：本件にかかる書類等の受付時間については、時間の指定がある場合を除き、「さいたま市の休日

を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで」とします。

別表3 提出書類一覧

No.	書類名	提出部数	提出期限
1	(1)単独企業の場合 公募型プロポーザル参加意思表明書（様式1－1） (2) 特定共同企業体の場合 共同企業体公募型プロポーザル参加意思表明書（様式1－2） 共同企業体協定書（様式1－3） 共同企業体協定書第8条に基づく協定書（様式1－4） 委任状（様式1－5）	1部	令和7年7月3日（木）午後4時
2	企画提案書表紙（様式3）	1部	令和7年7月17日（木）午後4時
3	企画提案書（様式4） ・様式4に記載されている項目を確認し、作成すること。（最大でスライド20枚とする。） ・業務の目的や事業の特性を理解し、評価基準を踏まえた提案内容を作成すること。 ・企画提案書中に企業名、企業ロゴ等を記載しないこと。 ・書類はすべてA4片面印刷すること。	10部	
4	見積書（任意書式） ・見積もった金額を記載のうえ、消費税等の取扱い（税込・免税）も明記すること。 ・免税事業者の場合、免税事業者届出書を添付すること。 ・内訳を記載すること。（または別紙で作成）	1部	
5	事業実績書（任意様式） ・過去5年以内の同種業務（3 参加資格(8)に該当する実績）の受託名称、発注機関、契約金額、契約期間、概要（運行ルートや使用車両等の実証内容）が分かる一覧表を作成すること。 ・事業概要の分かるもの（成果物、パンフレット等）を添付すること。	1部	
6	事業執行体制（任意様式） ・過去3年以内の業務実績（3 参加資格(7)に該当する実績）のスタッフの配置が確認できる資料を添付すること。	1部	

別表 4 企画提案内容及び審査の視点

提案項目		審査の視点	配点
1 提案者の実績			
	類似の契約実績	本業務と類似業務の実績を有しているか。	5
2 業務の実施体制			
	ア 受託作業体制・現場責任者・担当者	発注者の立場、状況、考えを十分に理解するための体制を整え、専門性、客観性に基づき業務を遂行できる体制となっているか。	10
3 業務提案について			
(1) 自動運転バス実証実験			
	ア 実施体制・計画	・自動運転車両の運行管理、運転技術、緊急時対応等、安全で安定した運行を考慮した体制（人員、設備システム等）となっているか。 ・実施エリアの道路環境や交通状況など、本市の特性を理解し、事業計画やスケジュール等は適切であるか。	10
	イ 調達車両の仕様	・汎用性が高く、多様な走行環境で将来的にレベル4の実現を目指すことができる車両となっているか。	10
	ウ 効果検証手法	・収集・分析するデータ内容がレベル4自動運転に向けた課題抽出のための項目として適切か。	20
	エ 社会受容性向上のための検証手法	・自動運転に対する理解等、社会受容性の向上への取り組みが具体的に計画されているか。	10
(2) 自動運転レベル4運行実現			
	ア レベル4運行実現に向けた検証	・経営面（収支計画、事業モデル）、技術面、社会受容性面等についても有効な検証項目が提案されているか。	20
	イ ロードマップ	・上記検証項目を踏まえ、運行内容等の具体的なロードマップが示されているか。	10
4 プレゼンテーション			
	取組意欲・質疑応答	・発言者の姿勢や提案に対する意気込みを感じることが出来たか。	5
5 価格			
	参考見積額	・要求水準書に記載されている予算の上限額を下回っているか。	—
合 計			100